

# (資料15)

## ○船橋市リハビリセンター条例

平成25年3月29日

条例第6号

改正 平成26年3月28日条例第1号

平成27年6月30日条例第35号

平成31年3月29日条例第1号

令和3年3月29日条例第7号

### 船橋市リハビリセンター条例

船橋市リハビリセンター条例（平成10年船橋市条例第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、主として維持期のリハビリテーションの総合的な提供を行うことにより、利用者及びその家族の生活の質の向上を図り、もって社会福祉の増進に資するため、リハビリセンターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 維持期のリハビリテーション 急性期及び回復期のリハビリテーションを終了した者に対して、日常生活の維持又は改善を中心に行われるリハビリテーションをいう。
- (2) 地域リハビリテーション拠点事業 市民及び市内のリハビリテーション関係者へのリハビリテーションの重要性及び必要性の周知、市内のリハビリテーション関係者の育成、医療及び介護の連携強化並びにリハビリテーションに関する実態把握を目的として行う事業をいう。
- (3) 要介護状態等 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう。
- (4) リハビリ事業 要介護状態等になること及び要介護状態等の重度化を防止し、日常生活の動作をより活発かつ安全に行うために、身体的能力の向上を図り、自立した生活を送ることを目的に行うリハビリテーション事業をいう。

（設置、名称及び位置）

第3条 市は、リハビリセンターを設置する。

2 リハビリセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 船橋市リハビリセンター
- (2) 位置 船橋市飯山満町2丁目519番地3（船橋市ケア・リハビリセンター内）

（診療科目）

第4条 船橋市リハビリセンター（以下「センター」という。）に置く診療所の診療科目は、リハビリテーション科とする。

（管理の基本方針）

第5条 センターは、維持期のリハビリテーション等を行う上で、利用者及びその家族の視点に立って最適なサービスを提供するとともに、効率的な管理を行うことを基本として管理されなければならない。

（業務）

第6条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 診療（次号から第4号までに掲げるものを除く。以下同じ。）に関すること。
- (2) 在宅医療のうち外来患者のリハビリテーション（以下「医療外来リハビリ」とい

## (資料15)

う。)に関すること。

- (3) 在宅医療のうち訪問リハビリテーション（以下「医療訪問リハビリ」という。）に関すること。
- (4) 在宅医療のうち訪問看護（以下「医療訪問看護」という。）に関すること。
- (5) 介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護及び同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護（以下これらを「介護訪問看護」という。）に関すること。
- (6) 介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション及び同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション（以下これらを「介護訪問リハビリ」という。）に関すること。
- (7) 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下これらを「介護通所リハビリ」という。）に関すること。
- (8) 地域リハビリテーション拠点事業に関すること。
- (9) リハビリ事業に関すること。
- (10) その他市長が必要があると認めること。

（平27条例35・一部改正）

（指定管理者による管理）

第7条 センターの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第6条各号に掲げる業務に関すること。
- (2) センターの利用の許可（リハビリ事業に係るものに限る。）に関すること。
- (3) 第16条の規定により算定した診療費、介護サービス費及びリハビリ事業の利用料の収受に関すること。
- (4) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他センターの運営に関する事務のうち、市長が必要があると認めるもの

（指定管理者の指定の申請）

第9条 第7条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) センターの事業計画書
- (2) その他規則で定める書類

（指定管理者の指定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書によるセンターの管理が利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 関係法令等を遵守するものであること。

（事業報告書の作成及び提出）

第11条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告

## (資料15)

書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) センターの管理の実施状況及び利用状況
- (2) センターの管理に係る収支状況
- (3) その他センターの管理の実態を把握するため、市長が必要であると認める事項  
(管理の透明性)

第12条 指定管理者は、その管理の内容を公表すること等を通じて、その管理の状況を明らかにするよう努めなければならない。

(管理の実績の評価等)

第13条 市長は、第5条に規定する管理の基本方針に沿った管理を実現するため、規則で定めるところにより、指定管理者の管理の実績について、評価を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定によりセンターが達成すべき管理に関する中期的な目標（以下「中期目標」という。）及び中期目標に係る目標達成期間（当該目標を達成しようとする期間をいう。）を定め、並びに毎事業年度における管理の実績の評価を行うものとする。
- 3 指定管理者は、中期目標に基づく行動計画を定め、市長の承認を受け、並びに毎事業年度の目標及び行動計画を定め、市長に届け出なければならない。

(開館時間)

第14条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時刻を繰り上げ、又は閉館時刻を繰り下げることができる。

- 2 前項ただし書の規定により開館時刻を繰り上げ、又は閉館時刻を繰り下げたときは、当該繰り上げ、又は繰り下げた時刻を規則で定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第15条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て次に掲げる日の全部又は一部を開館日とすることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

- 2 前項ただし書の規定により休館日の全部又は一部を開館日としたときは、当該開館日を規則で定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(診療費等)

第16条 診察料、処置料、投薬料その他の診療費（以下「診療費」という。）の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬算定方法」という。）に基づき算定した額とする。ただし、診療報酬算定方法により算定しがたいものは、別表

## (資料15)

第1に定める額とする。

2 介護訪問看護、介護訪問リハビリ及び介護通所リハビリに係る費用（以下「介護サービス費」という。）の額は、次の各号に定める基準に基づき算定した額とする。

(1) 介護保険法第41条第4項及び第53条第2項の規定により厚生労働大臣が定める指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生労働省告示第19号）

(2) 介護保険法第53条第2項の規定により厚生労働大臣が定める指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）

3 リハビリ事業の利用料の額は、別表第2に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額とする。

4 診断書等の交付に要する手数料の額は、別表第3に定める額とする。

（診療費等の納付）

第17条 前条の規定により算定した診療費、介護サービス費及びリハビリ事業の利用料（以下これらをこの項において「利用料」という。）は、診療、医療外来リハビリ、医療訪問リハビリ、医療訪問看護、介護訪問看護、介護訪問リハビリ、介護通所リハビリ又はリハビリ事業を利用した都度指定管理者に支払わなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、利用料の支払期日を延期し、又は分割して支払わせることができる。

2 前条の規定により算定した診断書等の交付に要する手数料は、市長に納付しなければならない。

（診療費、介護サービス費及びリハビリ事業の利用料の収入）

第18条 第16条の規定により算定した診療費、介護サービス費及びリハビリ事業の利用料は、指定管理者の収入とする。

（リハビリ事業の利用料の減免）

第19条 指定管理者は、リハビリ事業を利用する者が次の各号のいずれかに該当するとき、リハビリ事業の利用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 失職、疾病その他の事由により著しく生活が困難なとき。

(2) その他市長が必要があると認めるとき。

（リハビリ事業の利用の要件）

第20条 リハビリ事業を利用できる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。ただし、市長が必要があると認める者については、この限りでない。

(1) 市内に住所を有すること。

(2) 65歳以上の者であること。

(3) 身体機能の低下が認められる者であること。

（リハビリ事業の利用の許可）

第21条 リハビリ事業を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、利用を許可しない。

(1) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) その他管理上支障があると認めるとき。

（リハビリ事業の利用許可の取消し等）

第22条 指定管理者は、前条の規定により利用の許可を受けた者（以下「リハビリ事業利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

## (資料15)

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(権利の譲渡の禁止)

第23条 リハビリ事業利用者は、リハビリ事業を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第24条 指定管理者及び利用者は、センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(秘密保持義務)

第25条 指定管理者及びセンターの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第6条第1号から第3号まで、第6号及び第7号の規定 平成26年7月1日

(3) 第6条第4号及び第5号の規定 平成27年4月1日

(準備行為)

2 第7条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、第9条及び第10条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行前に改正前の船橋市リハビリセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の船橋市リハビリセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(船橋市ケア・リハビリセンター条例の一部改正)

4 船橋市ケア・リハビリセンター条例（平成10年船橋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成26年3月28日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(船橋市リハビリセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

## (資料15)

32 第34条の規定による改正後の船橋市リハビリセンター条例の規定は、施行日以後の診療又は利用に係る診療費等であって施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の診療若しくは利用に係る診療費等又は施行日前に納付された診療費等については、なお従前の例による。

### 別表第1

(平26条例1・平31条例1・一部改正)

種別	単位	金額
1 自動車損害賠償責任保険に係る者の診療費	1件	診療報酬算定方法に定める所定点数に20円を乗じて得た額
2 診療等に特別な経費を要したとき	1件	実費
3 セカンドオピニオン相談料	1回30分まで	11,000円
4 医師面談料	1件	5,500円
5 前各項に定めるもののほか一般診療費	1件	診療報酬算定方法に定める所定点数に15円を乗じて得た額

備考 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなるもの以外のものに係るこの表の5の項に規定する診療費の額は、同項の規定により算定した額に、その額に100分の10を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額とする。

### 別表第2

(平26条例1・平31条例1・令3条例7・一部改正)

区分	単位	金額
多目的訓練室	1日	350円
リハビリプール	1日	350円

### 別表第3

(平26条例1・平31条例1・一部改正)

種別	金額（1通につき）	
普通診断書	1,650円	
特別診断書	生命保険用	5,500円
	交通事故用	
	その他	3,300円
死亡診断書	2,200円	
普通証明書	1,100円	
特別証明書	生命保険用	5,500円
	交通事故用	
	その他	2,200円
その他証明書	330円	